

若 槻 町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	若 槻 町 (若 槻 町 集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	22.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.1 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	7.6 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	9.5 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考) 地区内では、水稻栽培を主としている。	

2 対象地区的課題

若 槻 町 の 集 落 は、以 前 より、非 農 家 と 農 家 が 混 在 し て い る 集 落 で あ っ た が、農 家 の 税 で 水 稲 栽 培 に 加 え、イ チ ゴ、ト マ ト、大 和 丸 ナ ス が 盛 ん に 栽 培 さ れ て い た。しか し、農 家 の 高 齢 化 や 兼 業 化 に よ り、現 在 で は、専 業 農 家 は 2 戸 で う ち、1 戸 は 高 齢 化 に よ り 自 紿 野 菜 と 水 稲 のみ の 栽 培 と な っ て い る。集 落 内 の 農 家 は、水 稲 栽 培 のみ の 兼 業 農 家 が 税 で、かつ、約 7 割 で 後 継 者 が い な い。そ の た め、將 来 の 地 区 内 の 農 地 を 維 持 す る た め に も、認 定 農 家 者 ・ 認 定 新 規 就 農 者 等 の 中 心 経 営 体 と な る 担 い 手 を、集 落 外 か ら 増 や し て いく こ と が 課 題 で あ る。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散している農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入る。
- 集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 集落内において、農業後継者のなかで新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(a)	農業を営む範囲

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

今後、営農困難な農家については、機構を通じた貸付意向が多く、5年後の営農状況について不明である農家については、集落内の貸付希望がおおい。

また、土地持ち非農家が増えることも予想されることから、集落内における中心経営体の育成や、担い手への農地集積・集約化をしっかりと進めていく計画を、集落内で話し合っていく。

耕作放棄地については、防止するために集落として適正な農地管理に取り組む。

営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備などの基盤整備も検討。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者・認定新規就農者等を育成し、また、集落内における農地保全を担う営農組織等も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

農業後継者が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。